

令和3年度 信楽園病院事業計画

I. 信楽園病院本院

1. 基本方針

次の基本理念及び基本方針のもとで病院経営に努めます。

◆ 基本理念

病める人の権利と心情を重んじ信頼される医療を行います。

◆ 基本方針

- ・安全で質の高い医療を提供します。
- ・次世代の医療を担う人材の育成に努め、時代の変化に対応できる中核病院としての役割を果たします。
- ・地域包括ケアシステムを推進する取組みを進め、地域の医療、保健、福祉の向上に貢献します。
- ・患者さんに喜ばれ、誇りをもって働くことのできる病院づくりに努めます。

2. 重点実施事項

(1) 診療事項

(ア) 患者数の確保

病院運営の健全化を図るには収入の確保が最重要課題の一つであることから、患者数の確保に努める。

- ・新規患者の受け入れ
- ・救急患者の積極的受け入れ
- ・地域開業医との連携強化

(イ) 病床の効率的使用の推進

急性期病棟と地域包括ケア病棟のそれぞれの機能を活かし、病床利用率の向上並びに病床の効率的使用の推進に努める。特に例年病床利用率が伸び悩む夏季の病床利用率の維持に取り組む。

(ウ) 新型コロナウイルスへの対応

① 患者対応について

新潟県からの受け入れ要請があった場合、速やかに対応する。

② ワクチン接種について

医療従者及び一般市民へのワクチン接種について、新潟県や新潟市と連携を取りながら円滑に実施できるよう体制を確保する。

(エ) 診療体制の充実・強化

新潟大学との関連を強化するなどして、医師の確保に努める。

(オ) 診療設備・機器の整備

厳しい財政状況に配慮しながら、老朽化した機器の更新を行う。購入にあたっては、複数業者での競合見積りやスケールメリットの活用など適切な価格となるよう努める。

(カ) 医療事故の防止

医療安全管理室を中心として、医療事故報告書及びインシデントレポート内容の検討・分析を

行い、適切な事故防止対策を図り事故の予防に努める。医療安全確保のための研修を行い、職員のリスク管理の向上に努める。

(キ) 院内感染の防止

感染制御室を中心として、情報の収集・分析や手技等の職員教育を通じ、医療関連感染の防止に努める。行政及び他の医療機関との連携を図り、効果的対策を進める。

(ク) 地域の医療機関との連携強化

地域医療連携室を中心にして、当協会施設、地域の医療機関及び介護・福祉施設などとの連携強化を図り、診療及び救急医療の充実に努める。

「にしく赤・坂ネット」及び「新潟市在宅医療・介護連携ステーション西第二」による在宅医療介護ネットワークの強化に努める。

(ケ) 臨床研修病院について

基幹型臨床研修医については、2年度に研修医4名を受け入れ、3年度にも3名の受け入れを予定している。従来の新潟大学等からの協力型臨床研修医と併せ、研修医の積極的な受け入れを行い、人材育成に努める。

医学生の研修についても将来本院が研修先として選択されるよう積極的に取り組む。

(2) 管理事項

(ア) 人員の適正配置と研修体制の充実

人員の配置については、施設基準に配慮しながら効率的な配置に努める。また、新規採用職員の研修の充実や安全で質の高い医療を実践するために必要な教育・研修に積極的に参加させる。

(イ) 病院施設・設備の適正な維持管理

病院施設・設備について、適正な保守・点検を行う。また、今後良好な状態を維持できるよう中期的な整備計画のもとで管理を行う。

また、照明器具の老朽化に伴い、LED照明への入れ替えを開始する。

(ウ) 医療機能の効率的な提供

医療を提供するための運用システム及び人的資源の再点検を行い、業務の効率化に努める。

(エ) 情報システムの活用

情報システムにより、診療効率のより一層の向上を目指すとともに、ここから得られる情報を経営改善に活用する。

(オ) 医療材料の廉価購入及び供給・使用の効率化

共同購入を推進し、医療材料の廉価購入に努める。使用及び在庫の管理に努め、材料費の縮減に努める。

(カ) 地域における公益的取り組みについて

社会福祉法人として生活困難者のための無料低額診療事業を継続する。

また、地域に根差した信頼される病院を目指し、以下の企画・開催を行う。

- ・ 広報誌の発行
- ・ Webによる地域向け研修会

II 附属有明診療所

1. 基本方針

本院と同様の基本理念に準じ、本院と密接に連携を取りながら、慢性腎不全患者の人工透析を中心とした診療を行い、入院に至るまでの在宅期間の延長に努める。

2. 重点実施事項

周辺地域の慢性腎不全患者並びに特別養護老人ホーム有明園に入所中の要介護腎透析患者に対し、昼間の人工透析治療を行う。

また、一般外来の細やかな診療を行い、地域住民の健康増進に寄与するとともに、有明福祉タウン内の老人ホーム・救護施設入所者の健康管理に寄与する。

(1) 診療的事項

(ア) 患者数の確保

患者の高齢化もあり、収益の大きなウェイトを占める透析患者が減少傾向にある。本院や特別養護老人ホーム有明園と連携し、透析患者の受け入れに対応できるよう努める。

(イ) 診療設備・機器の整備

財政的負担を考慮しつつ、計画的に経年劣化した医療機器を更新し、診療の質の確保・向上に努める。

(ウ) 医療事故の防止

患者の安全を確保するため、薬剤誤投与、患者誤認、機器の誤操作などについて適切な事故防止対策を図り、事故の未然予防に努める。

(エ) 院内感染の防止

本院の感染制御室と連携し、適切な講習を行い、院内感染の防止に努める。

(オ) チーム医療の推進

医師、看護師、臨床工学技士が協働し、専門性が高まる医療に対応できるよう努める。また、地域包括ケアシステムにおける役割を理解し、近隣の医療機関、介護・福祉施設など多職種との連携強化に努める。

(カ) 患者・家族との継続的な面談

患者の高齢化を見据え、患者・家族の思いを繰り返し傾聴し、個々に応じた医療・看護を提供できるよう努める。

(2) 管理的事項

(ア) 施設設備の適正な維持管理

開設から14年経過し、空調設備等に軽微な不具合が生じているが、計画的に施設設備の保守点検を行い、長期にわたり良好な状態を維持できるよう管理する。

(イ) 医療材料等の廉価購入と適正使用

医薬品は積極的に後発品を採用し、医療材料については共同購入品目の検討を進め、経費の縮減を図るとともに、その適正使用に努める。

(ウ) 学会・研修会への参加

専門性が高まる医療・看護を実践するため、オンライン研修なども活用し、専門職として自己研鑽に努める。

(エ) 地域における公益的取り組みについて

社会福祉法人として生活困難者のための無料低額診療事業を継続する。

令和3年度 信楽園訪問看護ステーション事業計画

1. 基本方針

介護保険法及び健康保険法に基づく在宅医療を行う利用者に対し、人権の尊重と敬愛の念をもって在宅での療養生活を支援し、機能の維持回復及び療養生活の向上を図ります。

また、地域との結びつきを重視し、主治医並びに医療機関及び保健・福祉機関との密接な連携のもとに事業を推進するとともに、信頼される事業所を目指し、安全なサービス提供と質の向上に努めていきます。

更に、信楽園病院との連携を深め、早期から退院患者に関わり、困難ケースを含め病院から在宅へのスムーズな移行を支援します。

2. 実施事項

- (1) 住み慣れた自宅で安心して療養できるように、利用者・家族に寄り添った温かい看護を提供する。
 - (ア) 利用者のニーズを捉え満足度を高めるために、定期的に利用者のカンファレンスを実施し、看護実践の評価と情報の共有に努めサービス内容の向上を図る。
 - (イ) 安全なサービス提供を行うため、ヒヤリハット事例を共有・検討し、再発防止と事故防止に努める。
 - (ウ) 研修会（ZOOMの活用）への積極的な参加とステーション内での勉強会を充実し、職員全体のスキルアップを図る。
 - (エ) 利用者・家族の希望のもと、自宅で穏やかな看取りができるよう、主治医・関係職種と連携しながら支援していく。
 - (オ) 独居・認知症の高齢者や医療ニーズの高い利用者を積極的に受け入れ、安心して安全に在宅療養生活を継続できるよう支援していく。
- (2) 関係機関の理解を求め、訪問看護を利用してもらえるように努める。
 - (ア) 地域の居宅介護支援事業所との連携に努め、カンファレンスに積極的に参加する。
 - (イ) 当協会関連施設との連携強化（松風園、有明園、あかつか苑、あかつか診療所、有明診療所）
 - (ウ) 「にしく赤・坂ネット」のネットワークを通じて、在宅医療と介護の体制強化に努める。
- (3) 信楽園病院と連携し、利用者の拡大に努めるとともに、在宅療養者への早期支援を図る。
 - (ア) 退院調整専従看護師やMSW、外来との情報交換に努め、退院予定者に対する訪問看護の導入を働きかけるとともに、依頼があった場合は積極的に受け入れていく。
在宅移行後も外来看護師や主治医への情報提供を行い、連携を継続していく。
 - (イ) 終末期の患者や退院困難事例に対し、主治医や看護師、関係職種と連携し退院調整を進めていくとともに意思決定支援に関わっていく。

令和3年度 信楽園あかつか診療所事業計画

1 基本方針

医療・保健・福祉施設等の関係機関と連携協力し、地域住民並びにあかつか福祉タウン利用者に対し、「人にやさしい医療」を提供することを基本理念とし、疾病の予防、適正な診断、治療を適切に行い健康の増進を図るとともに、協会の「隣保相愛」の精神に基づいて、地域で安心して生活できる、医療・福祉に貢献することを基本方針とします。

2 実施事項

- (1) 地域の医療需要に応えるため、信楽園病院の協力のもと、診療体制の確保に努めます。
- (2) 地域の行政、医師会、社会福祉施設及び近隣地区からの要請に応じて、積極的に参加協力し診療所の地域医療活動が広く周知されるよう努めます。
- (3) 信楽園病院・松風園・有明園・あかつか苑及び協会関連施設と連携を深め地域医療・福祉の増進に努めます。
- (4) 当診療所を利用されるあかつか福祉タウン利用者と、地域住民に対して「優しく親切で安心」の提供を心がけ、地域に密着した医療の中心的役割を担えるように努めます。
- (5) 信楽園病院から協力いただく医師の専門性を生かし、望まれる診療を提供し、患者や家族との信頼関係の確立に努めます。
- (6) 施設設備の適正な保守点検を行い良好な診療環境の提供と、効果的かつ効率的な業務遂行により経費を節約し、経営の安定化・健全化に努め、1日当たり平均利用者数18名を目標とします。

令和3年度 あかつか苑 事業計画

1 基本方針

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、家族や地域・関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

2 施設の役割

「包括的ケアサービス施設」

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅又は施設生活が過ごせるようチームで支援します。利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

「リハビリテーション施設」

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行ないます。

介護老人保健施設としての医療と介護のサービスの提供できる施設の利点を活かし、医師・看護・介護・リハビリ等専門職によるチームケアで対応する施設として地域に果たす役割は大きく地域における介護の包括ケア拠点施設として機能の向上と、福祉の増進に寄与し公益に資するよう、施設の質の向上と施設利用者の確保を図り、安定した経営に努めます。

3 実施事項

(1) 介護保険施設（入所）サービス

- ア 利用者のケアプランの作成とサービスにより、自立支援・在宅復帰に努めます。
- イ 協力医療機関との連携を密にし、利用者の健康管理の充実と維持増進に努めます。
- ウ インフルエンザやノロウイルス等の感染性疾患はもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症疾患の施設内への進入の防止対策を引き続き図っていきます。
- エ 利用者一人ひとりの栄養状態を把握した「栄養ケア計画」に基づき食事を提供し栄養管理を行うとともに、計画の進捗状況を定期的に評価し見直し、栄養指導を積極的にを行います。
- オ 施設の周辺自然環境の良さを生かし、利用者が生きがいを持てる園芸活動や趣味創作活動の充実に努めます。

(2) 通所サービス

利用者の在宅生活における自立支援を図ることから、医師・理学療法士が作成した利用者のリハビリテーション計画に基づく訓練を実施し、進捗状況を定期的に評価し見直しを行い、利用者の生きがいと喜び意欲の医事増進を図ります。

(3) 管理・運営事項

- ア 施設の運営は厳しくなっていることから、法人各施設との連携を図り施設利用者の積極的な確保に努め、平均利用者数96名を目標とし施設の安定した運営に努めます。
- イ 地域における介護の包括ケア拠点として、職員の知識・資質の向上と経営意識を高め、研修・講習会への参加と情報共有に努め、提供するサービスの質の維持・向上を図り利用者及び家族に良質なサービスを提供することを目的として、職員の専門知識向上・スキルアップを図ります。
- ウ 施設利用者が安心して安全に過ごせるため、防災設備等の点検、避難訓練を定期的実施します。

令和3年度 松風園 事業計画

1. 基本方針

利用者の「自立支援」を基本理念に個々のニーズに応じた「個別ケア」を推進し、自立支援に向けたサービスの提供に努める。

また、包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう自治会、老人クラブなどの関係機関と連携し、医療・介護・生活支援が一体的として提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

2. 実施する事業

- (1) 特別養護老人ホーム事業
- (2) 短期入所生活介護（ショートステイ）事業
- (3) 通所介護（デイサービスセンター）事業
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 新潟市地域包括支援センター赤塚事業

3. 実施事業の計画

(1) 特別養護老人ホーム事業

- ① 入所者一人ひとりの介護計画により個々の「個別性」を重視したケアを実施し、要介護度の維持・改善に努める。
- ② 入所者の多様な医療ニーズへの対応や終末期の看取りに対応するため、引き続き職員の増員を図りつつ「あかつか診療所」「信楽園病院」等の協力機関との連携強化に努める。
- ③ 桜の花見、誕生会、園外食事会、ショッピング等年間を通して多彩な行事を展開し、家庭的な環境づくりに努めるとともに四季折々の行事食の提供に努める。
- ④ 前年度に引き続き国の「介護職員処遇改善加算」制度を活用し、介護職員の処遇改善と確保に努め、より一層のサービスの向上に努める。

(2) 短期入所生活介護(ショートステイ)事業

- ① 上記(1)に記載の事項に努める。

(3) 通所介護（デイサービスセンター）事業

- ① 利用者の「自立支援」を支援するため、個々の身体機能に応じた「個別機能訓練計画」により機能訓練を実施し、機能の向上に努める。
- ② 認知症高齢者等を積極的に受け入れるため、認知症に関する指導者を中心に、職員の研修を通じて認知症対応能力の向上を図る。
- ③ 誕生会、園外行事、お好み入浴等の多彩な行事を展開し、個々の健康管理の向上と家庭環境の維持・向上に努める。

(4) 居宅介護支援事業

- ① 要介護者の状態を的確に反映した質の高いケアプランを作成する。
- ② 要介護者の家族の意向を尊重し、電話相談や家庭訪問を通じて地域の総合相談窓口としての役割を積極的に果たす。

(5) 新潟市地域包括支援センター赤塚事業

- ① 地域の「要支援者」に対して、状態に適合した介護予防プランを作成する。
- ② また、老人クラブ等の集まりや市が開催する「いきいき元気塾」に参加するなど介護予防の普及啓発に取り組む。
- ③ 地域の高齢者の実態把握を行うため、総合相談支援事業として、地域住民の集まりに参加して、その場で相談する「出張相談室」を積極的に推進する。

4. 地域における公益的な取り組み

利用者のうち低所得者等への自己負担額の軽減を図るため、法人減免を実施する。

5. 管理・運営

デイサービスと包括支援センターの送迎用ハイエース1台と軽自動車1台が老朽化したため、それぞれ更新し事業の効率化を図る。

6. 令和3年度の目標

1日あたりの利用者数は、特養78名、短期入所22名の合わせて上限の100名、デイサービスは26.5名を目標とする。

また、居宅の要介護ケアプランの作成件数は、月148件、包括支援センターの要支援ケアプラン件数は、月420件を目標とする。

令和3年度 有明園 事業計画

1 基本方針

介護報酬改定の第1年度として、加算取得に取り組み、稼働率を維持できるように協力病院との退院調整、空床利用など連携を図り、安定した経営に努める。

利用者が安心、安全にサービスを利用できるように新型コロナウイルス感染症予防、対策を十分に行い、防災教育、訓練にも積極的に取り組む。また、質の高いサービスを実践するために資格取得に向けての支援、組織力を強化する。

各関係機関と連携を密にし、実習生、介護体験の受入れなど推進し、地域においては、コロナ禍の中でも地域との繋がりや関係性を維持する工夫を行う。

2 実施する事業

- (1) 特別養護老人ホーム事業
- (2) 短期入所(ショートステイ)事業
- (3) 老人デイサービスセンター事業
- (4) 居宅介護支援事業

3 実施事業の計画

(1) 特別養護老人ホーム事業

(ア) 感染症のシミュレーション訓練等繰り返し研修を行い、日常の感染対策を徹底する。

(イ) 利用者の重度化がすすむ中、「気づき」を大切にし、快適にその人らしく生活できるケアを提供し環境に取り組む。

(ウ) 協力病院と連絡を密にし、入退院者の対応を迅速に行う。また、長期入院時の空床利用を活用したり、新入所が迅速に進むように定期的な事前面接を行う。

(エ) 重度化に伴う経口摂取維持に取り組み、看取り体制を充実させ身体の状態に合わせた食事が提供できるように多職種で情報共有を図る。

(2) 短期入所(ショートステイ)事業

(ア) 継続した感染対策を実施し、コロナ禍での安全な利用受入れをすすめる。

(イ) 写真、動画を活用した状態把握を行い、在宅生活が維持できるように利用者のできる事を大切にしたりハビリ、レクリエーション等実施する。

(3) 老人デイサービスセンター事業

(ア) 感染対策の徹底と安心して利用できるように情報発信と、情報の共有に努める。

(イ) 在宅での生活を把握し、機能向上や達成感が感じられる生活行為にそった機能訓練プログラムを作成し、実施する。

(ウ) 利用者が選択でき充実感が得られる個別・少人数での活動メニューを増やす。

(4) 居宅介護支援事業

(ア) 医療連携室、地域包括支援センター、地域との連携を強化と、地域ケア会議へ積極的に参加して新規契約者の確保に努める。

(イ) 最新の情報取得のための研修参加、事業所自己評価、利用者満足度調査の実施を継続しケアマネジメントの質の向上につなげる。

4 管理・運営

(1) 介護保険改正に伴う内容を熟知し、安定した経営・運営のために、感染対策用品、必要物品の計画的な購入、稼働率アップと各種加算に取り組む。

(2) 資格取得に向けてフォローアップし、再雇用の推進など職員の育成・定着を図る。

(3) 介護、相談部門に管理職を配置し、全体の把握と管理・育成に努め組織力を強化する。

(4) 感染時に向けた訓練、研修や防災訓練、防災教育を定期的に行い、感染への知識と防災意識を高める。

5 地域における公益的な取り組み

(1) 低所得者及び生活保護者の自己負担額を軽減する

(2) 地域住民への情報の提供を行う。

(3) 地域自治組織と、地域課題の把握、地域づくり等の意見交換を目的とした懇談会を開催する。

(4) 新型コロナ感染状況に合わせて地域自治組織と共に、健康づくり活動を共同主催での実施を検討する。

6 令和3年度目標

稼働率を特養、従来型97%、ユニット型97.2%、短期入所85%（1日平均17人）、デイサービスセンター74.8%（1日平均18.7人）を目標とする。

令和3年度 隣保館認定こども園事業計画

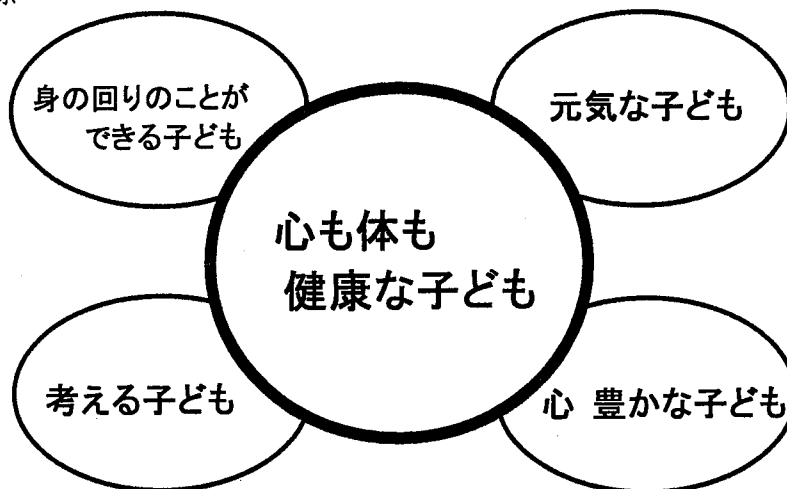
はじめに

利用する子ども達に対して質の高い教育・保育を実践するとともに、認定こども園として高い位置づけをされている子育て支援において、より保護者や地域のニーズに合わせた形で実施することで、親子と施設が共に育ちあう「認定こども園」として今後とも努めていきたいと思う。

1 基本方針

- ・家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭教育の補完を行なう。
- ・子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- ・養育と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・地域における子育て支援のために乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

2 教育・保育目標



入園児の状況 定員 75名(1号認定10名、2・3号認定65名)								
年 齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
令和 2年度	1号認定			0	6	2	3	11名 (110%)
		11名						
	2号・3号 認定	4	14	16	12	16	10	72名 (111%)
34名			38名					
園全体								83名 (111%)
令和 3年度	1号認定			0	4	6	4	14名 (140%)
		14名						
	2号・3号 認定	4	15	14	14	12	14	73名 (112%)
33名			40名					
園全体								87名 (116%)

3 実施事項

基本方針並びに教育・保育目標を実現するための重点事項は次のとおりとする。

(1) 園児の健全育成の助長

ア 健康な身体と心を育てる

- ・ 散歩、裸足保育、戸外遊び、伝承遊び、運動遊び、オールアルビレックス体操教室、ローラースケート、竹馬、縄跳び
- ・ 交流保育(全園児との縦割り混合保育、三姉妹園との交流、なかよし保育)
- ・ 自然とのふれあい(園外保育、花壇作り、野菜作り、小動物の世話)
- ・ 各種行事(誕生会、季節行事、伝統的行事)
- ・ 童話に親しむ(絵本の読み聞かせ、お話会、図書の貸し出し)
- ・ 異文化とのふれあい(英語であそぼう)

イ 健康管理

- ・ 発育測定(毎月)
- ・ 歯みがき指導(毎食後)
- ・ 手洗い、うがいの励行

ウ 保健計画

- ・ 園児健康診断(内科年2回、歯科年1回、耳鼻科3年毎、眼科3年毎)
- ・ 各種検査(視力、尿 年1回)
- ・ アレルギー対応と研修、エピペン使用研修
- ・ その他保健に関する取り組み(感染症予防のための保育室内外の衛生管理、保護者への保健指導と保健意識向上に努める、感染症流行状況の把握と感染拡大防止の情報発信)
- ・ コロナウイルス感染症対策として、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を避けるために、身体的距離の確保(ソーシャルディスタンス)といった「新しい生活様式」の取り組みを行う。

エ 安全対策

- ・ 避難訓練(火災、消火、地震、風水害)年1回消防署の指導を受ける
- ・ 引き渡し訓練(年1回)
- ・ 危機管理訓練(防犯対策、事故防止、ヒヤリハット)
- ・ 交通安全指導(専門員による指導 年2回)
- ・ 非常災害時及び緊急時における連絡メールの配信

(2) オ 食育の推進

- ・ 野菜作り、クッキング、行事にちなんだ伝統食、手作りおやつ、食育クイズ

保護者との連携

ア 教育・保育方針及び保育内容の理解と連絡

- ・ 園及びクラスだより、毎日の教育・保育のお知らせ、各種たより(絵本、保健、給食)、園行事への参加、保育参観、保育体験、懇談会、試食会

イ 育児への援助と啓発

- ・ 0歳児保育、早朝保育、延長保育、育児相談、絵本育児図書の貸し出し

ウ 保護者会活動

- ・ 園行事への協力、資源回収(年5回)、バザー

(3) 地域における公益的な取組

少子化、夫婦共働き家庭の増加による家庭や地域の子育て機能の低下等、児童及び家庭を取り巻く環境の変化をふまえ、新しい時代にふさわしい質の高い子育て支援に努める。

ア 地域との連携

- ・ ホームページによる子育て支援等の情報開示
- ・ 地域だよりの発行(保育活動の紹介、行事の案内、園行事招待)

イ 子育て支援

- ・ 育児相談、園庭開放、園行事招待、絵本育児書など図書の貸し出し、なかよしタイム

ウ 異世代交流事業

- ・ 世代間交流(松風園、あかつか苑、有明園、デイサービス有明園、園児祖父母との交流
民生児童委員「コーラスこぼと」との交流)
- ・ 異年齢児交流(運動会、夏まつり、ひなまつり、一年生との交流会 他)

(4) 補助金事業

ア 子ども子育て支援事業

- ・ 延長保育事業
- ・ 一時預かり事業

イ 障がい児保育事業

(5) これからの認定こども園と保育教諭の役割

子育て支援、虐待問題、要支援児計画、保護者支援、苦情処理システムの情報開示

(6) 職員の資質向上等

保育教諭及び職員は常に研修等を通して、自ら人間性と専門性の向上に努める。

ア 研修会及び教育・保育施設の視察(各種研修会、教育・保育や地域活動を積極的に実践している施設)

イ 姉妹園三園職員勉強会(外部講師研修会実施)

教育・保育内容に関する全体的な計画に関する研修(年齢別勉強会)

ウ 園内研修(園外研修参加者の伝達研修、誤食・事故防止についての意識強化)

未満児会議、以上児会議、人権擁護についての自己評価と意識強化)

エ キャリアアップ研修、幼稚園教諭免許取得・更新

(7) 令和3年度の目標

0歳児(4名)から8名を目指し、収入の増及びより一層地域に開かれたこども園を目指す。

令和3年度 新潟認定こども園事業計画

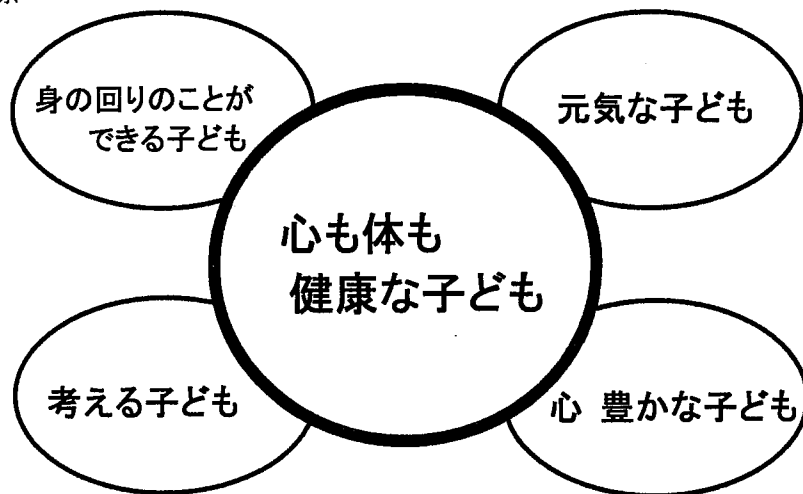
はじめに

利用する子ども達に対して質の高い教育・保育を実践するとともに、認定こども園として高い位置づけをされている子育て支援において、より保護者や地域のニーズに合わせた形で実施することで、親子と施設が共に育ちあう「認定こども園」として今後とも努めていきたいと思う。

1 基本方針

- ・家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭教育の補完を行なう。
- ・子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- ・養育と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・地域における子育て支援のために乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

2 教育・保育目標



入園児の状況 定員 100名(1号認定10名、2・3号認定90名)								
年 齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
令和 2年度	1号認定	/	/	0	3	6	2	11名 (110%)
		11名						
	2号・3号 認定	7	16	15	14	12	12	76名 (84%)
38名			38名					
園全体								87名 (87%)
令和 3年度	1号認定	/	/	0	2	4	5	11名 (110%)
		11名						
	2号・3号 認定	5	13	17	15	14	13	77名 (86%)
35名			42名					
園全体								88名 (88%)

3 実施事項

基本方針並びに保育目標を実現するための重点事項は次のとおりとする。

(1) 園児の健全育成の助長

ア 健康な身体と心を育てる

- ・ 裸足保育、散歩、運動遊び、伝承遊び、なわとび、竹馬、水泳指導、オールアルビレックス体操教室
- ・ 交流保育(異年齢保育、三姉妹園との交流、地域の乳幼児、卒園児、なかよし保育)
- ・ 自然とのふれあい(園外保育、熱帯魚、野菜・花の栽培)
- ・ 各種行事(誕生会、季節行事、伝統的行事)
- ・ 童話に親しむ(絵本の読み聞かせ、素話、朗読、図書の貸し出し)
- ・ 異文化とのふれあい(英語であそぼう)

イ 健康管理

- ・ 発育測定(毎月)
- ・ 歯みがき指導(毎食後)
- ・ 手洗い、うがいの励行

ウ 保健計画

- ・ 園児健康診断(内科年2回、歯科年1回、耳鼻科3年毎、眼科3年毎)
- ・ 各種検査(視力、尿 年1回)
- ・ アレルギー対応と研修、エピペン使用研修
- ・ その他保健に関する取り組み(感染症予防のための保育室内外の衛生管理、保護者への保健指導と保健意識向上に努める、感染症流行状況の把握と感染拡大防止の情報発信)
- ・ コロナウイルス感染症対策として、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を避けるために、身体的距離の確保(ソーシャルディスタンス)といった「新しい生活様式」の取り組みを行う。

エ 安全対策

- ・ 避難訓練(火災、消火、地震、風水害)
- ・ 引き渡し訓練(年1回)
- ・ 危機管理訓練(防犯対策、事故防止、ヒヤリハット)
- ・ 交通安全指導(専門員による指導 年2回)
- ・ 非常災害時及び緊急時における連絡メールの配信

オ 食育の推進

- ・ 野菜作り、お弁当箱の日、手作りおやつ、行事にちなんだ伝統食、ホットケーキ作り

(2) 保護者との連携

ア 教育・保育方針及び保育内容の理解と連絡

- ・ 園及びクラスだよりの発行、保育参観、行事への参加、懇談会
毎日の教育・保育の様子を掲示、各種たより(絵本、保健、給食)

イ 育児への援助と啓発

- ・ 0歳児保育、早朝保育、延長保育、育児相談、絵本育児図書の貸し出し

ウ 保護者会活動

- ・ 園行事への協力

(3) 地域における公益的な取組

少子化、夫婦共働き家庭の増加による家庭や地域の子育て機能の低下等、児童及び家庭を取り巻く環境の変化をふまえ、新しい時代にふさわしい質の高い子育て支援に努める。

ア 地域との連携

- ・ ホームページによる子育て支援等の情報開示
- ・ 掲示板の活用、なかよしだよりの発行(活動の紹介、行事の案内、園行事の招待)

イ 子育て支援

- ・ なかよしタイム、育児相談、園行事招待、園庭開放、絵本図書貸し出し

ウ 異世代交流事業

- ・ 世代間交流(松風園、あかつか苑、有明園、デイサービス有明園、園児祖父母及び地域のお年寄りとの交流)
- ・ 民生児童委員「コーラスこぼと」、「おはなしの会」、「ハーモニカ楽しみま専科」との交流
- ・ 異年齢児交流(運動会、なかよしまつり、作品展、1年生及び6年生との交流会)

(4) 補助金事業

ア 子ども子育て支援事業

- ・ 延長保育事業
- ・ 一時預かり事業

イ 障がい児保育事業

(5) これからの認定こども園と保育教諭の役割

子育て支援、虐待問題、要支援児計画、保護者支援、苦情処理システムの情報開示

(6) 職員の資質向上等

保育教諭及び職員は常に研修等を通して、自ら人間性と専門性の向上に努める。

ア 研修会及び教育・保育施設の視察(各種研修会、教育・保育や地域活動を積極的に実践している施設)

イ 姉妹園三園職員勉強会(外部講師研修会実施)

教育・保育内容に関する全体的な計画に関する研修(年齢別勉強会)

ウ 園内研修(園外研修参加者の伝達研修、発達気になる子への共通理解、園内での公開保育環境構成の充実、なかよしカフェ)

エ キャリアアップ研修、幼稚園教諭免許取得・更新

(7) 令和3年度の目標

園児数100名を目指し、収入の増及びより一層地域に開かれたこども園を目指す。

令和3年度 東小針認定こども園事業計画

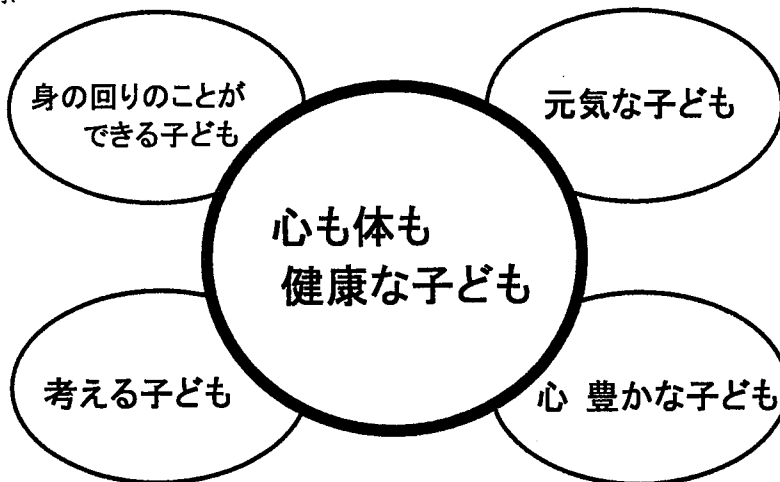
はじめに

利用する子ども達に対して質の高い教育・保育を実践するとともに、認定こども園として高い位置づけをされている子育て支援において、より保護者や地域のニーズに合わせた形で実施することで、親子と施設が共に育ちあう「認定こども園」として今後とも努めていきたいと思う。

1 基本方針

- ・ 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭教育の補完を行なう。
- ・ 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- ・ 養育と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・ 地域における子育て支援のために乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

2 教育・保育目標



入園児の状況 定員 150名(1号認定10名、2・3号認定140名)								
年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計	
令和 2年度	1号認定	/	/	4	4	4	12名 (120%)	
				12名				
	2号・3号 認定	7	24	23	30	22	25	131名 (94%)
			54名			77名		
園全体							143名 (95%)	
令和 3年度	1号認定	/	/	0	4	3	4	11名 (110%)
				11名				
	2号・3号 認定	10	22	24	24	30	23	133名 (95%)
			56名			77名		
園全体							144名 (96%)	

3 実施事項

基本方針並びに教育・保育目標を実現するための重点事項は次のとおりとする。

(1) 園児の健全育成の助長

ア 健康な身体と心を育てる

- ・ 戸外あそび、縄跳び、運動遊び、乾布まさつ、裸足保育、水泳指導、ローラースケート、散歩、ジャパン・スポーツ・ラボラトリー(サッカー、体操)、プリンス英米学院(英語であそぼう)
- ・ 交流保育(なかよし保育(3・4・5歳児交流)、3こども園との交流、さくらんぼ(未就園児交流))
- ・ 自然とのふれあい(野菜作り・花壇作り・園外保育)
- ・ 各種行事(誕生会、季節行事、伝統的行事)
- ・ 童話に親しむ(絵本の読み聞かせ、図書の貸し出し、素話し)
- ・ 異文化とのふれあい(英語であそぼう)

イ 健康管理

- ・ 発育測定(毎月)
- ・ 歯みがき指導(毎食後)
- ・ 手洗い、うがいの励行

ウ 保健計画

- ・ 園児健康診断(内科年2回、歯科年1回、耳鼻科3年毎、眼科3年毎)
- ・ 各種検査(視力年1回、尿年1回)
- ・ アレルギー対応と研修
- ・ その他保健に関する取り組み(感染症予防のための保育室内外の衛生管理、保護者への保健指導と保健意識向上に努める、感染症流行状況の把握と感染拡大防止の情報発信)
- ・ コロナウイルス感染症対策として、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を避けるために、身体的距離の確保(ソーシャルディスタンス)といった「新しい生活様式」の取り組みを行う。

エ 安全対策

- ・ 避難訓練(火災、消火、地震、風水害)年1回消防署の指導を受ける
- ・ 引き渡し訓練(年1回)
- ・ 危機管理訓練(防犯対策、事故防止、ヒヤリハット)
- ・ 交通安全指導(専門員による指導 年2回)
- ・ 非常災害時及び緊急時における連絡メールの配信

オ 食育の推進

- ・ 野菜作り、お弁当箱の日、手作りおやつ、行事にちなんだ伝統食、クッキング

(2) 保護者との連携

ア 教育・保育方針及び教育・保育内容の理解と連絡

- ・ 園及びクラスだより、毎日の教育・保育のお知らせ、各種たより(絵本、保健、給食)、園行事への参加、保育参加、懇談会(組別及び個別)

イ 育児への援助と啓発

- ・ 0歳児保育、早朝保育、延長保育、育児相談、絵本・育児所などの図書の貸し出し

ウ 保護者会活動

- ・ 園行事への協力

(3) 地域福祉の推進

少子化、夫婦共働き家庭の増加による家庭や地域の子育て機能の低下等、児童及び家庭を取り巻く環境の変化をふまえ、新しい時代にふさわしい質の高い子育て支援に努める。

ア 地域との連携

- ・ ホームページによる子育て支援等の情報開示
- ・ 掲示板の活用、地域だよりの発行(保育・教育活動の紹介、行事の案内、園行事招待)

イ 子育て支援

- ・ 園児との交流「さくらんぼ」毎月1回
- ・ 育児相談、園行事招待、園庭開放、絵本育児書など図書の貸し出し

ウ 異世代交流事業

- ・ 世代間交流(松風園、あかつか苑、有明園、デイサービス有明園)
園児祖父母との交流、民生児童委員「コーラスこぼと」との交流
- ・ 異年齢児交流(運動会、夏まつり、誕生会、1年生との交流 他)

(4) 補助金事業

ア 子ども子育て支援事業

- ・ 延長保育事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 障がい児保育事業

(5) これからの認定こども園と保育教諭の役割

子育て支援、虐待問題、要支援児計画、保護者支援、苦情処理システムの情報開示

(6) 職員の資質向上等

保育教諭及び職員は常に研修等を通して、自ら人間性と専門性の向上に努める。

ア 研修会及び教育・保育施設の視察(各種研修会、教育・保育や地域活動を積極的に実践している施設)

イ 姉妹園三園職員勉強会(外部講師研修会実施)

教育・保育内容に関する全体的な計画に関する研修(年齢別勉強会)

ウ 園内研修(園外研修参加者の伝達研修、自己評価、教育的活動・環境構成の充実、アレルギー誤食・事故防止についての意識強化)

エ キャリアアップ研修

令和3年度 有明児童センター事業計画

1 基本方針

有明児童センターは、「のびのびと明るく元気でたくましく」の理念のもと、子どもが安心して過ごせる場として、それにふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら、子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びが可能になるように、自主性、社会性、創造性の向上及び基本的な生活習慣の確立等を図り、それにより子どもの健全な育成を図る。

2 実施事業

子どもに健全な遊びを提供することで、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的に、有明児童センター自主事業、留守家庭の子どもが安定した放課後を過ごせるようにする放課後児童健全育成事業、核家族等で育児不安に陥りがちな子育て中の母親を支援する地域子育て支援拠点事業を、関係する地域組織や関係機関と連携しそれぞれの事業を地域における公益的な取り組みとして推進を図る。

3 事業内容

(1) 児童健全育成事業（有明児童センターの自主事業）

- ・ 児童健全育成のための集団的・個別的支援を行う。
- ・ 子どもたちに遊びを保障し、それを通して、自主性・社会性・創造性を高め個々のペースに応じて自立していくことができるように支援する。

ア 家庭児童を対象とした子どもクラブ（1～3年生）の支援活動（25人）

イ 高学年児童を対象としたジュニアクラブ（4～6年生）の支援活動（65人）

ウ 青山小学校区以外の児童を対象としたヤンチャクラブ（1～6年生）の支援活動（10人）

エ 保護者の事情による一時的要因に係る児童の支援活動

オ 自由来館（一般）児童の支援活動

(2) 放課後児童健全育成事業

- ・ 留守家庭児童（保護者が就労等により昼間家庭にいない児童）の健全育成のための集団的・個別的支援を行う。
- ・ 家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう児童の自主性、社会性、創造性の向上及び基本的な生活習慣の確立が図れるよう支援する。

留守家庭児童を対象とした青山児童クラブ（1～6年生）の支援活動

（青山児童クラブ第1 40人、青山児童クラブ第2 40人）

(3) 地域子育て支援拠点事業

- ・ 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供し、親子・家庭・地域社会の交わりができるように支援する。

ア 子育て親子が交流する場の提供と交流の促進

- ・ 親子で遊ばましようの運営 (毎週火曜日・水曜日・金曜日)
- ・ 子育てサークル支援 (ドラえもん、すくすく)
- ・ 自由来館の促進 (月～土曜日 午前10時～午後4時)

イ 子育てに関する相談・援助の実施

- ・ 子育て相談 (主に水曜日)
- ・ ぴよぴよ広場 (6ヶ月児までの親子の育児教室・毎月第1水曜日)
- ・ こっこ広場 (7ヶ月～1歳未満児の親子の育児教室・毎月第2・4木曜日)

ウ 地域の子育て関連情報の提供

- ・ 子育てに必要とする情報をホームページなどで提供する他、広く子育て関連機関と連携し、必要なパンフレット等の設置場所を設けて子育て情報を周知する。

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

- ・ 食育に関する講習会
- ・ 読み聞かせ講習会
- ・ 育児講座
- ・ 体育遊び研修会 などを実施する。

(4) その他(事業を推進するための共通重点事項)

ア 遊び場環境整備・安全管理

- ・ 職員、保護者、ボランティア、子どもが協力して、安心して安全に遊べる遊び場環境が維持できるよう館内外の環境整備、安全管理に努める。特に危険防止のため、遊具の点検や多くの大人の目が届くように、保護者等に見守りを働きかける。

イ 地域との連携

- ・ 有明あすなろクラブ、有明すこやかクラブ等地域組織活動グループ等、地域の様々なグループや団体と協力して、いろいろな季節の行事(まつり、そうめん流し、もちつき会、豆まき会等)を実施し、地域とのふれあいや連携を図る。
- ・ 子どもと高齢者等地域との交流を図る「青山なごみ食堂」へ協力する。

ウ 職員の資質の向上

- ・新潟市放課後児童クラブネットワーク研修会、情報交換会等職場内外での研修の機会をとらえて、職員の資質の向上を図るように努める。

エ 安全対策 緊急時対策

- ・毎月1回館内点検日を設け、館内設備の点検、修繕、清掃を行う。
- ・緊急時対策マニュアル（火災、風水害、地震、不審者対応等）を職員間で周知し緊急時の対応に備える。
- ・消防法の規定に沿って年2回避難訓練を行う。

オ 実習生の受け入れ

- ・実習生や職場体験の受け入れを積極的に行い、人材育成に努める。

4 有明児童センター目標の設定

(1) 放課後児童健全育成事業・児童健全育成事業（自主事業）

- ・子どもたちを感染症から守りつつ、どのように遊びや居場所を提供できるかという発想をもって、児童健全育成を継続していく。

具体策：新型コロナ対策を視野に入れた遊びの開発と、遊び場の工夫を考え実践する。

- ・クラブ員数の維持に努める。

今年度予定人数：児童クラブ 97人 子どもクラブ 15人 ジュニアクラブ 80人

(2) 地域子育て支援拠点事業

- ・子育て支援センターは、地域の実情に応じて利用者の健康と安全に配慮しながら新型コロナ終息後を見据えた活動を行う。

具体策：利用者の人数制限の中でも、内容の充実したプログラムを提供する。

5 地域における公益的な取り組み

(1) 児童健全育成事業

- ・少子化、都市化に伴う時間・空間・仲間の減少を課題に、子どもの遊び場と健全な遊びを提供することで子どもの健全育成を行う。
- ・近所付き合いの希薄化を課題に、子どもを中心とした季節の行事を地域組織団体や関係機関と開催することで地域住民の交流を促進する。

(2) 放課後児童健全育成事業

- ・留守家庭の子どもの孤立化を課題に、放課後の子どもたちの安定した生活の場を保証する。

(3) 地域子育て支援拠点事業

- ・近所付き合いの希薄化を課題に、子育てで孤立する母親等に交流スペースを提供し母親等の孤立感の解消、地域交流の促進を図る。

令和3年度 有明福社会館事業計画

1 基本方針

当会館は、国が「地域における公益的な取り組み」として社会福祉法人に示した「地域において、少子高齢化や人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスを充実させる」ことを目的とした指針を踏まえ、会館の積極的活用を図るとともに、会館の持つ機能と役割を生かし、地域住民と一体となって地域福祉の推進に努める。

併せて、地域コミュニティ協議会、民生児童委員協議会、自治会さらには社会福祉協議会、地域包括支援センターなど幅広い組織団体と密接な連携を図り、地域包括ケアを目標とした地域における支え合いの仕組みづくりに向けた様々な福祉活動を通して、地域住民の福祉サービス活動に貢献する。

2 実施事業

(1) 会館施設の提供

ボランティアをはじめ地域自治会、各種福祉団体が活発な活動が展開できるよう活動拠点としての場を提供する。

(2) 地域の茶の間開催

地域住民同士の交流を図るとともに、在宅高齢者や障がい者などの孤立を防ぐべく見守りや安否確認さらには介護予防に向けた取り組みとして実施する。

ア 「和みの部屋：青山」の開催

地域住民の交流と見守りを目的として開催

開催期日 毎月 2回

共催団体 青山地区民生児童委員協議会

青山小学校区コミュニティ協議会

イ 「らっくり」の開催

高齢者の介護予防と交流を目的として開催

開催期日 毎月 1回

共催団体 有明地区自治協議会

地域包括支援センター小新小針

ウ 「レコカフェ」の開催

レコード鑑賞を媒体に地域住民の交流を目的として開催

開催期日 毎月 1回

共催団体 レコードを聴く会（民生委員および有志）

(3) 地域食堂への援助協力

子どもと高齢者の交流を図り、孤食の解消を目的とした地域食堂「青山なごみ食堂」に対する援助協力を行う。

開催期日 毎月 2回

開設場所 有明福祉会館（サロン、調理室）

(4) 地域組織・団体との連携強化

青山小学校区コミュニティ協議会、各地区自治協議会、青山地区民生児童委員協議会など地域組織団体との連携をはかり、地域における支え合いの仕組みづくりに向けた活動に対する援助・協力を行う。

(5) 地域世代間交流事業の実施

青山小学校区コミュニティ協議会、青山地区民生児童委員協議会と協力し、世代間交流を目的とした事業の展開を図る。

(6) 学習会・研修会等の開催

福祉に対する理解を深め、福祉活動への参加を促すため学習会等を開催する。

(7) 青山地区民生児童委員協議会との連携

地域における福祉活動等の推進を図るべく、共同事業などの実施をはじめとする各種の福祉活動を展開するために緊密な連携を図る。

(8) 有明福祉タウンとの連携

有明福祉タウン内にある各種の福祉施設と連携強化を図り、地域における福祉活動の推進に向けた取り組みを行う。

(9) 身体障がい者福祉活動の推進

身体障がい者の自立と社会参加を促すための援助協力を行う。

(10) 情報の提供等

福祉に関する各種情報を地域住民やボランティア等に提供する。

(11) その他

各種福祉に関する相談・助言
視察研修や実習生の受け入れ

3 目標の設定

新型コロナウイルスの感染予防を踏まえた新たな生活様式に対応して、有明福祉会館の活動の方向性について検討する。

令和3年度 本部事業計画

1 基本方針

定款で規定された目的を達成するために、社会福祉法人の公共性とその特性を活かし、各種社会福祉事業の適切な経営を図るとともに、地域住民の信頼に応え、地域と密着したきめ細やかな福祉事業を総合的に推進して、地域福祉の向上に寄与する。

2 実施事項

協会の各施設において、それぞれの分野において自主性をもって特色ある福祉事業を推進できるように配慮するとともに、各施設間の連絡調整を図り、次の事項を推進する。

(1) 協会運営体制の充実・強化

- ア 本部及び施設職員との連携はもとより、理事・評議員の理解と指導のもとに事業の進展に務める。
- イ 保健・医療・福祉関係機関、団体等と連携を一層密にして協力体制を確立する。
- ウ 各施設の利用者のニーズを的確に把握し、入所者・利用者の処遇の改善及び良好な事業運営と基盤整備を図る。
- エ 各施設の経営の安定を図るために、各施設との連携をより一層密にし、必要な助言・指導を行う。

(2) 地域福祉の推進

- ア 在宅サービスの一層の推進を図るために、短期入所、デイサービス、通所リハビリ、介護支援センターや訪問看護ステーション等の充実を図り、関連施設が連携を保持し、総合的に「地域保健・医療・福祉サービス」が効果的に推進できるように努める。
- イ 地域ボランティアの育成、活動の促進を図る。
- ウ 協会が経営する施設に、永年にわたり活動するボランティアグループ等に対して、感謝状を贈り、活動が継続するよう支援に努める。
- エ 地域における公益的な取組として、新潟県社会福祉法人経営者協議会による「にいがたセーフティネット事業」に参画し、複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困難者に対し行う、生活・就労支援事業を実施する。

(3) 施設整備等

- ア 新潟認定こども園の老朽化に伴い、新築移転を行う。
- イ 東小針認定こども園の老朽化に伴い、新築移転に着手する。
- ウ 信楽園あかつか診療所及び有明福祉会館分館の廃止に着手する。
- エ 利用者から選択される、利用しやすい施設の整備に努める。
- オ 地域の諸団体と連携を密にしながら、福祉活動の場の提供とその支援に努める。

(4) 職員の福利厚生等の充実

- ア 誠実に職務を果たした25年勤続の職員を顕彰するために、その功績に対し

て表彰状と記念品を贈呈する。

イ 職場の良好な環境づくりのために、福利厚生の実充に努める。

(5) 職員研修の実充

ア 協会内職員がそれぞれの施設の理解を深め、個人の資質や能力向上のための協会内職員研修（つながり研修）を実施する。

イ 新規採用職員等の新人の研修を充実させる。

(6) 職員確保の取組

ア 広告やインターネット、ホームページなどの様々な媒体を活用し、職員の確保に努める。

イ 奨学金制度等の整備を行い、外国人留学生等の人材の確保を行う。

ウ 職員の処遇の改善などを検証し長く継続して働けるよう努める。

3 有明福祉タウン共同事業の推進

(1) 有明福祉タウン内施設等が相互協力を密にして、新潟市有明福祉事業協会との連携を保ち、事業実施をしていくために、毎月連絡会議を行う。

(2) 両協会の施設及び地域の各種団体で行事計画を構築し共同事業を推進する。

4 その他の主要行事等

(1) 物故者追悼法要

信楽園病院、松風園、有明園、あかつか苑において亡くなられた方への追悼法要を行う。

(2) 無縁仏供養法要

身寄りのない無縁仏に対する供養を行う。

5 目標

協会本部として、施設に対しより一層のガバナンスを発揮できるような機能強化を検討する。また、そのために必要な本部職員の育成に注力する。